

八戸市水防計画書 資料編

目 次

| | | |
|----|---------------|----|
| 1 | 水防法 | 1 |
| 2 | 水防法施行規則 | 17 |
| 3 | 気象業務法(抄) | 23 |
| 4 | 気象業務法施行令(抄) | 25 |
| 5 | 八戸市水防協議会条例 | 26 |
| 6 | 農業用ため池一覧 | 27 |
| 7 | 水防センター概要 | 28 |
| 8 | 市所有の輸送車両 | 31 |
| 9 | 災害応援協定等の締結状況 | 33 |
| 10 | 要配慮者利用施設 | 35 |
| 11 | 水防協力団体指定要領(案) | 37 |
| 12 | 重要水防箇所図 | 44 |
| 13 | 樋門・樋管一覧、位置図 | 46 |
| 14 | 雨量・水位観測所位置図 | 53 |

1 水 防 法

昭和 24・6・4
法律 193

最終改正平成 27 年 5 月 20 日法律第 22 号

第一章 総 則

(目 的)

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

(定 義)

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和 39 年法律第百 67 号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の十一第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章 水防組織

(市町村の水防責任)

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(水防事務組合の設立)

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第三条の三 水害予防組合法（明治41年法律第50号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となっている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

- 2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となっている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合同約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合同約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

- 2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもって組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下この項において同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。

- 5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあっては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。
- 6 二以上の都道府県に関係する水防事務については、関係都道府県知事は、あらかじめ協定して当該都道府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。
- 7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

（都道府県水防協議会）

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、都道府県知事をもって充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章 水防活動

（河川等の巡視）

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

（国の機関が行う洪水予報等）

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 国土交通大臣は、二以上の都道府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあっては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う洪水予報)

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(水位の通報及び公表)

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であって洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条及び第十四条の二第一項において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設

等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であって高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(関係市町村長への通知)

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は同条第三項の規定による屋内での待避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であって国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。次条第一項において同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(雨水出水浸水想定区域)

第十四条の二 都道府県知事は、第十三条の二第一項の規定により指定した排水施設等について、市町村長は、同条第二項の規定により指定した排水施設等について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該指定に係る排水施設（当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(高潮浸水想定区域)

第十四条の三 都道府県知事は、第十三条の三の規定により指定した海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であって国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が通知し若しくは周知する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

- 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に

定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

- 一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。）当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員
 - 二 前項第四号ロに掲げる施設当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
 - 三 前項第四号ハに掲げる施設当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
- 3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあっては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

- 一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の土砂災害警戒区域同法第八条第三項に規定する事項
- 二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域同法第五十五条に規定する事項

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であってその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。
- 3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。
- 5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。
- 6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
- 9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等

の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。

- 10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあっては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(水防警報)

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

- 3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知しなければならない。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

- 2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

- 2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

- 2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。
- 3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。
- 4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十七条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは取用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場

合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

- 一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除
 - 二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。
- 3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第二十二条中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第二項中「水防管理団体」とあるのは「国」とする。

（水防訓練）

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

- 2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

（津波避難訓練への参加）

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章 指定水防管理団体

（水防計画）

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。
- 3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

（水防協議会）

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理

団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

- 2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実にを行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。
- 4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- 二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- 三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 四 水防に関する調査研究を行うこと。
- 五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要

があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によって当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

- 2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。
- 3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

- 2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

- 3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章 雑 則

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

- 2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

- 2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかななければならない。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章 罰 則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法（明治40年法律第45号）第二百二十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかった者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者
- 二 第二十条第二項の規定に違反した者
- 三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附則抄

- 1 この法律は、公布の日から起算して60日を経過した日から施行する。
- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第37号）附則第二条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第十三条第一項又は第二項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成22年3月31日までに、第十四条第一項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。
- 3 国は、平成17年度から平成21年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査（次項において「浸水想定区域調査」という。）に要する費用の三分の一以内を補助することができる。
- 4 国土交通大臣は、平成22年3月31日までの間、附則第二項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第四条第一項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

2 水防法施行規則

平成 12・11・21 建設省令第 44 号
最終改正平成 27・7・17 国土交通省令第 54 号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第三十七条の二の規定に基づき、水防法第三十七条の二の規定により地方整備局長又は北海道開発局長に委任する権限を次のように定める。

（洪水浸水想定区域の指定）

第一条 水防法（以下「法」という。）第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域（以下単に「洪水浸水想定区域」という。）の指定は、同項に規定する想定最大規模降雨（以下単に「想定最大規模降雨」という。）によって堤防その他の施設（以下「堤防等」という。）の決壊又は溢流が想定される地点を相当数選定して行うものとする。

2 洪水浸水想定区域の指定に当たっては、堤防等の構造及び管理の状況を勘案するものとする。

3 第一項の規定により選定する地点には、当該地点における堤防等の決壊又は溢流により浸水が想定される区域につき、当該区域が相当規模となるもの又は浸水した場合に想定される水深が相当な深さとなるものが含まれなければならない。

4 第一項の規定により選定された地点における堤防等の決壊又は溢流により浸水が想定される区域が重複するときは、当該区域の全部をあわせた区域を一の区域とするものとする。

5 前項の場合において、重複する区域において想定される水深が第一項の規定により選定された地点により異なるときは、最大のものを想定される水深とする。

6 洪水浸水想定区域の指定は、想定最大規模降雨により、地上部分の浸水は想定されない地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。以下同じ。）であって、当該地下街等と連続する施設から浸水するものの存する区域を含めて行うことができる。

（洪水浸水想定区域の指定の際の明示事項）

第二条 法第十四条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 指定の区域

二 浸水した場合に想定される水深

三 浸水した場合に想定される浸水の継続時間（長時間にわたり浸水するおそれのある場合に限る。以下「浸水継続時間」という。）

四 河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十条の荷台に合意に規定する基本高水の設定の前提となる降雨第三条第二項において「計画降雨」という。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深

（洪水浸水想定区域等の公表）

第三条 法第十四条第三項の規定による同条第二項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、国土交通大臣にあっては官報により、都道府県知事にあっては当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は都道府県知事の指定する場所において閲覧に供する

ことにより行うものとする。

- 2 前項の図面には、洪水浸水想定区域の指定の前提となる降雨が想定最大規模降雨であること（前条第四号に掲げる事項を表示した図面にあつては、当該図面の前提となる降雨が計画降雨であること）を明示しなければならない。

（雨水出水浸水想定区域の指定）

第四条 法第十四条の二第一項に規定する雨水出水浸水想定区域（以下単に「雨水出水浸水想定区域」という。）の指定は、下水道から河川その他の公共の水域又は海域（以下この項において「河川等」という。）に雨水を放流する地点における当該河川等の水位の見込み、下水道の配置及び構造の状況等を勘案して行うものとする。

- 2 第一条第六項の規定は、雨水出水浸水想定区域の指定について準用する。

（雨水出水浸水想定区域の指定の際の明示事項）

第五条 法第十四条の二第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 指定の区域
- 二 浸水した場合に想定される水深
- 三 浸水継続時間四主要な地点における一定の時間ごとの水深の変化

（雨水出水浸水想定区域等の公表）

第六条 法第十四条の二第三項の規定による同条第二項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、都道府県又は市町村の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を都道府県知事又は市町村長の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

- 2 前項の図面には、雨水出水浸水想定区域の指定の前提となる降雨が想定最大規模降雨であることを明示しなければならない。

（高潮浸水想定区域の指定）

第七条 法第十四条の三第一項に規定する高潮浸水想定区域（以下単に「高潮浸水想定区域」という。）の指定は、同項に規定する想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものによつて堤防等の決壊が想定される当該海岸の全ての区間において堤防等が決壊することを想定して行うものとする。

- 2 高潮浸水想定区域の指定に当たっては、堤防等の構造及び管理の状況を勘案するものとする。
- 3 前項の場合には、都道府県知事は、堤防等の構造及び管理の状況について、海岸管理者その他の関係のある施設の管理者の意見を聴くものとする。
- 4 第一条第六項の規定は、高潮浸水想定区域の指定について準用する。この場合において、同項中「想定最大規模降雨」とあるのは、「想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するもの」と読み替えるものとする。

（高潮浸水想定区域の指定の際の明示事項）

第八条 法第十四条の三第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 指定の区域
- 二 浸水した場合に想定される水深
- 三 浸水継続時間

(高潮浸水想定区域等の公表)

第九条 法第十四条の三第三項の規定による同条第二項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を都道府県知事の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

2 前項の図面には、高潮浸水想定区域の指定の前提となる高潮が想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものであることを明示しなければならない。

(大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準)

第十条 法第十五条第一項第四号ハの国土交通省令で定める基準は、工場、作業場又は倉庫で、延べ面積が一万平方メートル以上のものであることとする。

(市町村地域防災計画において定められた事項を住民等に周知させるための必要な措置)

第十一条 法第十五条第三項の住民、滞在者その他の者（以下この条において「住民等」という。）に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。

一 第二条第一号及び第二号、第五条第一号及び第二号並びに第八条第一号及び第二号に掲げる事項を表示した図面に市町村地域防災計画において定められた法第十五条第一項各号に掲げる事項（次のイ又はロに掲げる区域をその区域に含む市町村にあっては、それぞれイ又はロに定める事項を含む。）を記載したもの（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供すること。

イ土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域同法第八条第三項に規定する事項

ロ津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第五十三条第一項の津波災害警戒区域同法第五十五条に規定する事項

二前号の図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこと。

(地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画に定めるべき事項)

第十二条 法第十五条の二第一項の地下街等の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 地下街等における洪水時等の防災体制に関する事項

二 地下街等の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項

三 地下街等における洪水時等の浸水の防止のための活動に関する事項

四 地下街等における洪水時等の避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項

五 地下街等における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

六 自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項

イ法第二条第三項に規定する水防管理者（以下単に「水防管理者」という。）その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導、浸水の防止のための活動その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項

ロ自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項

ハその他自衛水防組織の業務に関し必要な事項

七 前各号に掲げるもののほか、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項

2 地下街等の所有者又は管理者は、雨水出水に係る前項の計画において同項第二号に掲げる事項を定めるときは、当該地下街等の利用者の全てが安全に避難できることを国土交通大臣が定める方法により確認するものとする。

(統括管理者の設置等)

第十三条 地下街等の自衛水防組織には、統括管理者を置かなければならない。

2 統括管理者は、地下街等の自衛水防組織を統括する。

3 地下街等の自衛水防組織にその業務を分掌する内部組織を編成する場合は、当該内部組織の業務の内容及び活動の範囲を明確に区分し、当該内部組織にその業務の実施に必要な要員を配置するとともに、当該内部組織を統括する者を置くものとする。

(連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者による地下街等の自衛水防組織の設置)

第十四条 法第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者が共同して法第十五条の二第一項に規定する計画を作成するときは、当該地下街等の所有者又は管理者は、共同して自衛水防組織を置くことができる。

(地下街等の自衛水防組織の設置に係る報告事項)

第十五条 法第十五条の二第十項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 統括管理者の氏名及び連絡先

二 自衛水防組織の内部組織の編成及び要員の配置

三 法第十五条第一項第一号に規定する洪水予報等の伝達を受ける構成員の氏名及び連絡先

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画に定めるべき事項)

第十六条 法第十五条の三第一項の要配慮者利用施設（法第十五条第一項第四号ロに規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。）の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 要配慮者利用施設における洪水時の防災体制に関する事項

二 要配慮者利用施設の利用者の洪水時の避難の誘導に関する事項

三 要配慮者利用施設における洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

四 要配慮者利用施設における洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

五 自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項

イ 水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項

ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項

ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項

六 前各号に掲げるもののほか、要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

(自衛水防組織に関する規定の要配慮者利用施設についての準用)

第十七条 第十三条及び第十五条の規定は、要配慮者利用施設の自衛水防組織について準用する。この場合において、同条中「第十五条の二第十項」とあるのは、「第十五条の三第二項」と読み替えるものとする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画に定めるべき事項)

第十八条 法第十五条の四第一項の大規模工場等（法第十五条第一項第四号ハに規定する大規模工場等をいう。以下同じ。）の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 大規模工場等における洪水時の防災体制に関する事項
- 二 大規模工場等における洪水時の浸水の防止のための活動に関する事項
- 三 大規模工場等における洪水時の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項
- 四 大規模工場等における洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- 五 自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項

イ 水防管理者その他関係者との連絡調整、浸水の防止のための活動その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項

ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項

ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項

- 六 前各号に掲げるもののほか、大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項

(自衛水防組織に関する規定の大規模工場等についての準用)

第十九条 第十三条及び第十五条の規定は、大規模工場等の自衛水防組織について準用する。この場合において、同条中「第十五条の二第十項」とあるのは、「第十五条の四第二項」と読み替えるものとする。

(氾濫による被害の拡大を防止するための作業)

第二十条 水防法第三十二条第一項第二号の水防活動を定める政令（平成二十三年政令第四百二十八号）第五号の国土交通省令で定める作業は、流水が河川外に流出した場合において、これによる災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために器具又は資材を設置し、水流を制御する作業とする。

(水防協力団体として指定することができる法人に準ずる団体)

第二十一条 法第三十六条第一項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

(権限の委任)

第二十二条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第四十七条第一項及び第四十八条の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

- 一 法第十条第二項の規定により河川を指定すること。
- 二 法第十三条第一項の規定により河川を指定すること。
- 三 法第十六条第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定すること。

四 法第三十一条の規定により指示をすること。

五 法第四十六条の規定により表彰を行うこと。

附 則

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一三年六月二六日国土交通省令第一〇二号）

この省令は、水防法の一部を改正する法律（平成十三年法律第四十六号）の施行の日（平成十三年七月三日）から施行する。

附 則（平成一七年六月一日国土交通省令第六二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年七月一日）から施行する。

附 則（平成二三年一二月二六日国土交通省令第一〇〇号）

この省令は、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）の施行の日（平成二十三年十二月二十七日）から施行する。

附 則（平成二五年七月五日国土交通省令第五九号）

この省令は、水防法及び河川法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年七月十一日）から施行する。

附 則（平成二五年九月一三日国土交通省令第七六号）

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年九月十四日）から施行する。

附 則（平成二七年一月一六日国土交通省令第二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年一月十八日）から施行する。

附 則（平成二七年七月一七日国土交通省令第五四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年七月十九日）から施行する。

3 気象業務法（抄）

昭和 27・6・2

法律 165

最終改正平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号

第 3 章 予報及び警報

(予報及び警報)

第十三条 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象（地震にあつては、地震動に限る。第十六条を除き、以下この章において同じ。）、津波、高潮、波浪及び洪水についての一般の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。ただし、次条第一項の規定により警報をする場合は、この限りでない。

- 2 気象庁は、前項の予報及び警報の外、政令の定めるところにより、津波、高潮、波浪及び洪水以外の水象についての一般の利用に適合する予報及び警報をすることができる。
- 3 気象庁は、前二項の予報及び警報をする場合は、自ら予報事項及び警報事項の周知の措置を執る外、報道機関の協力を求めて、これを公衆に周知させるよう努めなければならない。

第十三条の二 気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、政令の定めるところにより、その旨を示して、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての一般の利用に適合する警報をしなければならない。

- 2 気象庁は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。この場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 3 気象庁は、第一項の基準を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の基準の変更について準用する。
- 5 前条第三項の規定は、第一項の警報（第十五条の二第一項において「特別警報」という。）をする場合に準用する。

第十四条 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての航空機及び船舶の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

- 2 気象庁は、気象、地象及び水象についての鉄道事業、電気事業その他特殊な事業の利用に適合する予報および警報をすることができる。
- 3 第十三条第三項〔予報及び警報の周知措置〕の規定は、第一項の予報及び警報をする場合に準用する。

第十四条の二 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、津波、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

- 2 気象庁は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第十条第二項の規程により指定された河川について、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して、当該河川の水位又は流量（はん濫した後においては、水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深）を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。
- 3 気象庁は、水防法第十一条第一項の規程により指定された河川について、都道府県知事と共同して、水位又は流量を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

4 第十三条第三項の規程は、前三項の予報及び警報をする場合に準用する。この場合において、同条第三項中「前二項の予報及び警報をする場合は、」とあるのは、「第十四条の二第一項から第三項までの予報及び警報をする場合は、それぞれ、単独で、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して又は都道府県知事と共同して、」と読み替えるものとする。

5 第二項又は第三項の規程により予報及び警報をする国土交通大臣又は都道府県知事については、第十七条〔予報業務の許可〕及び第二十三条〔警報の制限〕の規定は、適用しない。

第十五条 気象庁は、第十三条第一項〔一般の利用に適合する気象等の予報及び警報〕、第十四条第一項〔航空機及び船舶の利用に適合する予報及び警報〕又は前条第一項から第三項までの規程により、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその警報事項を警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の警報以外の警報をした場合において、警戒の必要がなくなったときも同様とする。

2 前項の通知を受けた警察庁、消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知するように努めなければならない。

3 前項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させるように努めなければならない。

4 第一項の通知を受けた国土交通省の機関は、直ちにその通知された事項を航行中の航空機に周知させるように努めなければならない。

5 第一項の通知を受けた海上保安庁の機関は、直ちにその通知された事項を航海中及び入港中の船舶に周知させるように努めなければならない。

6 第一項の通知を受けた日本放送協会の機関は、直ちにその通知された事項の放送をしなければならない。

第十五条の二 気象庁は、第十三条の二第一項の規定により、気象、地象、津波、高潮及び波浪の特別警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその特別警報に係る警報事項を警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の特別警報以外の特別警報をした場合において、当該特別警報の必要がなくなったときも同様とする。

2 前項の通知を受けた都道府県の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知しなければならない。

3 前条第二項の規定は、警察庁、消防庁、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関が第一項の通知を受けた場合に準用する。

4 第二項又は前項において準用する前条第二項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。

5 前条第五項の規定は海上保安庁の機関が第一項の通知を受けた場合に、同条第六項の規定は日本放送協会の機関が第一項の通知を受けた場合に、それぞれ準用する。

4 気象業務法施行令（抄）

昭和 27. 11. 29

政令 471

最終改正 平成 25・8・26 政令第 241 号

（水防活動の利用に適合する予報及び警報）

第七条 法第十四条の二第一項〔水防活動の利用に適合する予報及び警報〕の規定による予報及び警報は、随時に、次の表の区分に従い、水防活動の利用に適合するように行うものとする。

| 種類 | 内容 |
|------------|--------------------------------------------|
| 水防活動用気象注意報 | 風雨、大雨等によって水害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報 |
| 水防活動用気象警報 | 暴風雨、大雨等によって重大な水害が起こるおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報 |
| 水防活動用津波注意報 | 津波によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報 |
| 水防活動用津波警報 | 津波に関する警報 |
| 水防活動用高潮注意報 | 台風等による海面の異常上昇の有無および程度について注意を喚起するために行う予報 |
| 水防活動用高潮警報 | 台風等による海面の異常上昇に関する警報 |
| 水防活動用洪水注意報 | 洪水によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報 |
| 水防活動用洪水警報 | 洪水に関する警報 |

（警報事項の通知）

第八条 法第十五条第一項〔気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水に関する警報事項の通知〕の規程による通知は、次に掲げるところにより行うものとする。

（一・二略）

三 法第十四条の二第一項〔水防活動の利用に適合する予報及び警報〕の規程による警報の種類及び通知先

| 種類 | 通知先 |
|-------------------------------------|------------------------------------------------|
| 水防活動用気象警報 水防活動用高潮警報 水防活動用洪水警報 | 消防庁、国土交通省、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関 |
| 水防活動用津波警報 | 警察庁、消防庁、国土交通省、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関 |

四 法第十四条の二第二項〔国土交通大臣と共同して行う河川についての水防活動の利用に適合する予報及び警報〕又は第三項〔都道府県知事と共同して行う河川についての水防活動の利用に適合する予報及び警報〕の規定による警報の種類及び通知先

| 種類 | 通知先 |
|-----------|--------------------------------------|
| 水防活動用洪水警報 | 消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関 |

5 八戸市水防協議会条例

昭和56.6.30 条例第 35号
改正 平成12.3.29 条例第 5号

(設置)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第26条第1項の規定に基づき、八戸市水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(委員の任期)

第2条 関係行政機関の職員である委員の任期は、その職にある期間とし、その他の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第3条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任事項)

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

6 農業用ため池一覽

(平成 26 年 3 月現在)

| 箇所番号 | 溜池名称 | 所在地 | 貯水量 千m ³ | 堤高 m | 堤長 m | 灌漑面積 ha |
|------|---------|---------------|------------------------|---------|---------|------------|
| 1755 | 長者久保溜池 | 市川町字尻引堤沢 | 2.6 | 2.4 | 79.0 | 5.0 |
| 1756 | 高館溜池 | 河原木字館合堤下 | 1.0 | 2.4 | 183.0 | 17.0 |
| 1757 | 売場溜池 | 河原木字館合堤下 | 11.0 | 2.5 | 25.0 | 17.0 |
| 1758 | 駒洗沢溜池 | 是川字駒洗沢 | 9.0 | 5.0 | 35.0 | 6.0 |
| 1759 | 中ノ沢溜池 | 市川町字長者久保 | 1.6 | 2.2 | 27.0 | 0.0 |
| 1760 | 河原木小田溜池 | 河原木字小田 | 3.7 | 5.0 | 67.0 | 0.4 |
| 1761 | 洞溜池 | 豊崎町字境沢頭 | 2.5 | 5.0 | 57.0 | 1.0 |
| 1762 | 滝谷沢溜池 | 尻内町字滝谷沢 | 3.0 | 2.3 | 53.0 | 1.0 |
| 1763 | 林ノ前溜池 | 尻内町字熊ノ沢 | 4.2 | 2.7 | 120.0 | 0.0 |
| 1764 | 大仏溜池 | 尻内町字大仏 | 1.2 | 3.1 | 120.0 | 0.0 |
| 1765 | 白浜溜池 | 鮫町字白蔭沢 | 1.2 | 2.0 | 48.0 | 0.0 |
| 1766 | 白銀溜池 | 大久保字野馬小屋 | 0.1 | 1.2 | 29.0 | 0.0 |
| 1767 | 坂牛溜池 | 坂牛字村ノ下 | 21.6 | 3.1 | 150.0 | 2.0 |
| 1768 | 田面木溜池 | 田面木字神明沢 | 0.8 | 2.3 | 56.0 | 0.0 |
| 1769 | 板橋溜池 | 糠塚字板橋 | 3.7 | 1.5 | 55.0 | 0.0 |
| 1770 | 天狗沢溜池 | 是川字ウトウ | 0.8 | 1.2 | 8.0 | 0.0 |
| 1771 | 土橋溜池 | 是川字土橋 | 1.4 | 4.5 | 40.0 | 2.0 |
| 1772 | 鴨平溜池 | 是川字鴨平 | 0.8 | 1.0 | 51.6 | 0.5 |
| 1773 | 寺地溜池 | 松館字大向 | 2.8 | 3.4 | 39.0 | 2.0 |
| 1774 | 金浜溜池 | 金浜字上平山 | 1.8 | 2.8 | 45.0 | 0.0 |
| 1776 | 市野沢溜池 | 南郷区大字市野沢字市野沢平 | 7.0 | 4.0 | 58.0 | 2.0 |
| 1778 | 鶏溜池 | 南郷区大字中野字鶏島 | 4.0 | 5.2 | 40.0 | 2.0 |
| 1779 | 土折堤 | 南郷区大字島守字土折 | 2.4 | 3.4 | 28.0 | 0.3 |

7 八戸市水防センター

風水害等の大規模災害時における防災対策の現地活動拠点とするとともに、市民、自主防災組織及び防災ボランティア等による防災コミュニティ活動の推進の場として、八戸市水防センターを積極的に活用する。

職員の配置

当施設の管理は、災害時の迅速な対応等を考慮して消防本部が行い、市民等に対する研修会などを通じ防災意識の普及を図るため、館長その他の職員を置く。

施設の目的

施設の目的は、次のとおりとする。

(1) 洪水時における水防活動の拠点
(水防団の待機、休憩場所)

(2) 防災用資機材の保管場所
(水防用資機材の保管場所)

(3) 防災コミュニティ活動の推進の場

防災関係資料を展示するほか、研修及び起震車による体験学習を通じ、市民並びに各種団体への防災意識の普及及び防災コミュニティ活動の推進を図る。

(4) コミュニティセンターとしての活用

平常時は、コミュニティセンターとして活用する。

新井田川水防センター

(1) 所在地

田向字向河原 32-3 (新井田川河川防災ステーション内)

TEL 0178-24-9391

FAX 0178-24-9392

(2) 新井田川水防センターの利用方法

利用方法は次のとおりとする。なお、災害時は使用不可とする。

①利用時間

午前9時30分から午後10時まで

②休館日

毎週月曜日

12月29日から翌年1月3日まで

③使用受付

使用期間の1か月前から7日前まで(電話予約可)

④使用箇所

研修室(100名程度の会議が可能)

⑤使用料

4時間まで1,850円(地方公共団体又は防災関係機関等には減免措置がある。)

(3) 関連施設

新井田川河川防災ステーションヘリポート

①使用許可権者

青森県三八地域県民局地域整備部管理課

八戸市大字尻内町字鴨田7

TEL 0178-27-5111

FAX 0178-27-4715

②利用可能な業務

1) 水防活動、災害救助、災害復旧、救急患者の搬送等の業務

2) 防災に関する演習

3) 緊急を要する公務

4) 報道関係の緊急的な業務

5) 前各号に掲げるものの他、社会経済上やむを得ないと認められるもの、または、公衆による河川の利用に寄与するもの。

③緊急時の手続

災害発生時等緊急時の離着陸において、許可手続を行う時間的余裕が無い場合、文書による事後報告とする。

報告先…… 三八地域県民局地域整備部管理課

八戸市大字尻内町字鴨田7

TEL 0178-27-5111

FAX 0178-27-4715

馬淵川水防センター

(1)所在地

尻内町字上川原 54-1 (馬淵川河川防災ステーション内)

TEL/FAX 共通

0178-51-8199

(2)馬淵川水防センターの利用方法

利用方法は次のとおりとする。なお、災害時は使用不可とする。

①利用時間

午前 9 時 30 分から午後 10 時まで

②休館日

毎週月曜日

12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

③使用受付

使用期間の 2 か月前から 7 日前まで (電話予約可)

④使用箇所

研修室 (50 名程度の会議が可能)

⑤使用料

4 時間まで 920 円 (地方公共団体又は防災関係機関等には減免措置がある。)

(3)関連施設

馬淵川河川防災ステーションヘリポート

①使用許可権者

国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所八戸出張所事務係

八戸市長苗代二丁目 5-8

TEL 0178-28-2626

FAX 0178-28-2007

②利用可能な業務

1) 水防活動、災害救助、災害復旧等の業務

2) 防災に関する演習

3) 緊急を要する公務

4) 報道関係の緊急的な業務

5) 前各号に掲げるものの他、社会経済上やむを得ないと認められるもの、または、公衆による河川の利用に寄与するもの。

③緊急時の手続

災害発生時等緊急時の離着陸において、許可手続を行う時間的余裕が無い場合、文書による事後報告とする。

報告先…… 国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所八戸出張所事務係

八戸市長苗代二丁目 5-8

TEL 0178-28-2626

FAX 0178-28-2007

8 市所有の輸送車両

(平成 28 年 10 月現在)

| 部(会)名 | 普通貨物 | バス | 普通乗用 | 小型貨物 | 小型乗用 | 軽自動車 | 特殊用途 | 特殊 | 建設特殊 | 合計 |
|--------------|------|------|------|------|------|--------|------|--------------|--------|----|
| | 区番 1 | 区番 2 | 区番 3 | 区番 4 | 区番 5 | 区番 4.5 | 区番 8 | トラクター・パ イ | 区番 0・9 | |
| 広報統計課 | | | | | | 1 | | | | 1 |
| 総合政策部 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| まちづくり文化推進室 | | | | 1 | | 2 | | | | 3 |
| 観光課 | | | | | 1 | 1 | | | | 2 |
| スポーツ振興課 | | | | 2 | | 1 | | 3 | | 6 |
| まちづくり文化観光部 計 | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 4 | 0 | 3 | 0 | 11 |
| 行政管理課 | | 1 | 7 | 4 | 1 | 10 | | | | 23 |
| 総務部 計 | 0 | 1 | 7 | 4 | 1 | 10 | 0 | 0 | 0 | 23 |
| 資産税課 | | | | | | 5 | | | | 5 |
| 収納課 | | | | | | 3 | | | | 3 |
| 財政部 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 | 8 |
| 商工課 | | | | | | 1 | | | | 1 |
| 産業労政課 | | | | | 1 | | | | | 1 |
| 商工労働部 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 農政課 | | | | | 1 | | | | | 1 |
| 農林畜産課 | | | | 1 | 1 | 1 | | | | 3 |
| 農業経営振興センター | | | | 2 | 1 | 4 | | | | 7 |
| 中央卸売市場 | | | | | | 1 | | | | 1 |
| 水産振興課 | | | | 3 | | 2 | | | | 5 |
| 農林水産部 計 | 0 | 0 | 0 | 6 | 3 | 8 | 0 | 0 | 0 | 17 |
| 福祉政策課 | | | | 1 | | 1 | | | | 2 |
| 生活福祉課 | | | | 1 | | 8 | | | | 9 |
| 子育て支援課 | | | | | | 1 | | | | 1 |
| 高齢福祉課 | | | | | | 7 | | | | 7 |
| 障がい福祉課 | | | | | | 3 | | | | 3 |
| 福祉部 計 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 20 | 0 | 0 | 0 | 22 |
| 国保年金課 | | | | | | 2 | | | | 2 |
| 介護保険課 | | | | | | 6 | | | | 6 |
| 高等看護学院 | | | | | | 1 | | | | 1 |
| 保健総務課 | | | 1 | 1 | | | | | | 2 |
| 健康づくり推進課 | | | | | | 6 | | | | 6 |
| 市民生活部 計 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 15 | 0 | 0 | 0 | 17 |
| 市民課 | | | | 1 | | | | | | 1 |
| 防災危機管理課 | | | 2 | 1 | | 1 | 82 | | | 86 |
| くらし交通安全課 | | | | 1 | | | 1 | | | 2 |
| 市民防災部 計 | | | 2 | 3 | | 1 | 83 | | | 89 |
| 環境政策課 | | | | 1 | | 1 | | | | 2 |
| 環境保全課 | | | | 1 | | 3 | | | | 4 |
| 清掃事務所 | 2 | 1 | | 1 | | 6 | 11 | | | 21 |
| 下水道業務課 | | | | 1 | 1 | 1 | | | | 3 |
| 下水道建設課 | | | | 3 | | 6 | | | | 9 |
| 下水道施設課 | | | | 5 | | 1 | 3 | | | 9 |
| 環境部 計 | 2 | 1 | 0 | 12 | 1 | 18 | 14 | 0 | 0 | 48 |

資 料 編

| 部(会)名 | 普通貨物 | バス | 普通乗用 | 小型貨物 | 小型乗用 | 軽自動車 | 特殊用途 | 特殊 | 建設特殊 | 合計 |
|--------------|------|-----|------|------|------|-------|------|---------------|-------|-----|
| | 区番1 | 区番2 | 区番3 | 区番4 | 区番5 | 区番4.5 | 区番8 | トラクター・バ イク | 区番0・9 | |
| 港湾河川課 | | | 1 | | | 1 | | | | 2 |
| 道路建設課 | | | | 4 | | 1 | | | | 5 |
| 道路維持課 | | | 1 | 2 | | 6 | 1 | | | 10 |
| 道路管理事務所 | | | | | | 3 | 6 | | 4 | 13 |
| 建築住宅課 | | | | 1 | | 4 | | | | 5 |
| 建設部 計 | 0 | 0 | 2 | 7 | 0 | 15 | 7 | 0 | 4 | 35 |
| 区画整理課 | | | | 1 | | | | | | 1 |
| 駅西区画整理事業所 | | | | 1 | | 2 | | | | 3 |
| 公園緑地課 | 1 | | | 2 | | 2 | 2 | | | 7 |
| 八戸公園 | | | | 1 | | 4 | | 1 | | 6 |
| 建築指導課 | | | | 1 | | | | | | 1 |
| 都市開発部 計 | 1 | 0 | 0 | 6 | 0 | 8 | 2 | 1 | 0 | 18 |
| 教育総務課 | | | | 1 | 1 | | | | | 2 |
| 学校教育課 | | 4 | | | | | | | | 4 |
| 教育指導課 | | | 1 | 1 | | | | | | 2 |
| 社会教育課 | | | | | | 2 | | | | 2 |
| 是川縄文館 | | | | 3 | 1 | 1 | | | | 5 |
| 総合教育センター | | | | 1 | 2 | 1 | | | | 4 |
| 図書館 | | | | | 1 | | 1 | | | 2 |
| 博物館 | 1 | | | 1 | | | | | | 2 |
| 教育委員会 計 | 1 | 4 | 1 | 7 | 5 | 4 | 1 | 0 | 0 | 23 |
| 議会事務局 | | | 1 | | | | | | | 1 |
| 議会事務局 計 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 南郷事務所(総合政策部) | 1 | 1 | | | | 5 | 3 | 2 | | 12 |
| 南郷道路管理事務所 | 3 | | | | | 1 | | 1 | 4 | 10 |
| 診療所 | | | 1 | | | | | | | 1 |
| 元南郷区役所 計 | 4 | 1 | 1 | 0 | 6 | 3 | 1 | 3 | 4 | 23 |
| 合 計 | 8 | 7 | 15 | 51 | 18 | 116 | 108 | 7 | 8 | 338 |

(平成26年度 地域防災計画【資料編】 p.70, 71)

9 災害応援協定等の締結状況

(平成29年1月現在)

| | 名称 | 締結相手 | 締結日 |
|----|----------------------------------------|--------------------------------------|------------------------|
| 1 | 災害時の医療救護についての協定 | 社団法人八戸市医師会 | H3. 10. 28 |
| 2 | 青森県消防相互応援協定 | 県内全市町村及び消防事務を処理する一部事務組合 | (H5. 2. 25)H28. 2. 24 |
| 3 | 災害時における医療活動のための医療品等の保管に関する協定 | 社団法人八戸市医師会 | H8. 5. 9 |
| 4 | 大規模災害時の「南部藩ゆかりの地」相互応援に関する協定 | 南部町（山梨県）、身延町、盛岡市、遠野市、二戸市、七戸町、三戸町、南部町 | H8. 10. 21 |
| 5 | 災害時における相互応援に関する協定 | 札幌市、青森市、盛岡市、秋田市、山形市、仙台市、福島市、いわき市 | H9. 3. 1 |
| 6 | 相互応援協定 | 軽米町 | H11. 1. 22 |
| 7 | 災害時における八戸市と日本郵便(株)八戸市内郵便局との協力に関する協定 | 日本郵便(株)八戸市内郵便局 | (H11. 6. 1)H26. 11. 10 |
| 8 | 大規模災害時における建築物等の解体撤去に関する協定 | 青森県解体工事業協会県南支部 | H13. 1. 23 |
| 9 | 大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定 | 県内全市町村 | H18. 9. 29 |
| 10 | 災害時における支援協力に関する協定 | 株式会社サンデー | H19. 5. 21 |
| 11 | 大規模災害時における八戸・久慈・二戸の三圏域に係る市町村相互応援に関する協定 | 三圏域構成市町村 | H19. 6. 27 |
| 12 | 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定 | 青森県生活協同組合連合会 | H19. 11. 29 |
| 13 | 災害時における支援協力に関する協定 | 株式会社ユニバース | H19. 11. 29 |
| 14 | 災害時における支援協力に関する協定 | 株式会社よこまち | H19. 11. 29 |
| 15 | 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定 | 青森県建設機械リース業協会八戸支部 | H19. 11. 29 |
| 16 | 災害時における支援協力に関する協定 | 社団法人青森県建設業協会三八支部 | H20. 2. 14 |
| 17 | 災害時における支援協力に関する協定 | 社団法人八戸建設業協会 | H20. 2. 14 |
| 18 | 災害時における支援協力に関する協定 | 協同組合八戸中央建設業協会 | H20. 2. 14 |
| 19 | 災害時における支援協力に関する協定 | 八戸電気工事業協同組合 | H20. 2. 14 |
| 20 | 災害時における支援協力に関する協定 | 協同組合八戸管工事協会 | H20. 2. 14 |
| 21 | 災害時における支援協力に関する協定 | 協同組合八戸造園建設業協会 | H20. 2. 14 |
| 22 | 防災対策等への協力に関する協定 | 協同組合八戸中央建設業協会 | H20. 2. 14 |
| 23 | 全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定 | 全国中央卸売市場協会加盟都市 | H20. 9. 1 |
| 24 | 災害時における復旧活動の協力に関する協定 | 東北電力株式会社八戸営業所 | H21. 7. 15 |
| 25 | 災害時における支援協力に関する協定 | 株式会社イトーヨーカ堂八戸臨海開発株式会社 | H21. 11. 12 |
| 26 | 災害時における遺体搬送に関する協定 | 青森県トラック協会三八支部霊柩部会 | H21. 12. 10 |
| 27 | 災害時の情報交換に関する協定 | 国土交通省東北地方整備局 | H22. 2. 22 |
| 28 | 災害時におけるボランティア活動等に関する協定 | 社会福祉法人八戸市社会福祉協議会 | H22. 6. 29 |
| 29 | 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定 | 石油基地自治体協議会加盟56市町 | H23. 7. 12 |
| 30 | 災害時における石油燃料の優先供給に関する協定 | 青森県石油商業組合八戸支部 | H23. 8. 10 |
| 31 | 災害時における災害ごみの収集運搬に関する協定 | 八戸市一般廃棄物処理業者連絡協議会 | H23. 8. 25 |
| 32 | 福祉避難所の確保に関する協定 | 社会福祉事業者67団体 | H23. 12. 22～ |

資 料 編

| | 名称 | 締結相手 | 締結日 |
|----|----------------------------------|----------------------------------------------------------------|-------------|
| 33 | 災害時における災害情報等の放送に関する協定 | 株式会社ビーエフエム | H24. 1. 18 |
| 34 | 災害時要援護者の支援に関する協定 | 白銀地区自主防災会 小中野地区自主防災会 多賀台二丁目町内会 社会福祉法人八戸市社会福祉協議会 | H24. 3. 12 |
| | | 根城地区連合町内会自主防災会 | H24. 4. 27 |
| | | 是川自主防災会 | H24. 5. 17 |
| | | 多賀地区連合町内会自主防災会 | H24. 8. 16 |
| | | 類家連合町内会 | H25. 1. 17 |
| | | 鮫地区自主防災会 | H25. 5. 28 |
| | | 田面木地区避難所運営委員会 | H28. 5. 23 |
| | | 湊高台連合町内会自主防災会 | H28. 5. 31 |
| | | 江陽地区自主防災会 | H28. 10. 14 |
| 35 | 災害時の通信設備復旧等の協力に関する協定 | 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北支社 八戸支店 | H24. 4. 20 |
| 36 | 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書 | 東日本電信電話株式会社青森支店 | H24. 8. 17 |
| 37 | 災害時における物資供給に関する協定（段ボールベッド等） | 東北カートン株式会社 | H25. 1. 11 |
| 38 | 警察署使用不能時における施設使用に関する協定 | 青森県八戸警察署 | H25. 6. 26 |
| 39 | 災害に係る情報発信等に関する協定 | ヤフー株式会社 | H26. 1. 8 |
| 40 | 災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の供給に関する協定 | 一般社団法人青森県エルピーガス協会 | H26. 3. 28 |
| 41 | 災害時における物資輸送及び物資拠点の運営等に関する協定 | 青森県トラック協会三八支部 | H26. 5. 20 |
| 42 | 災害時における飲料の供給に関する協定 | みちのくコカ・コーラボトリング株式会社 | H27. 1. 23 |
| 43 | 災害時の伝送装置の設置協力に関する協定 | 株式会社青森テレビ | H27. 3. 20 |
| 44 | 災害時における災害情報等の放送に関する協定 | 株式会社八戸テレビ放送 | H27. 4. 27 |
| 45 | 災害時における復旧活動の協力に関する協定 | 八戸ガス株式会社 | H27. 5. 19 |
| 46 | 災害時における捜索犬の出動に関する協定 | 特定非営利活動法人北東北捜索犬チーム | H27. 7. 16 |
| 47 | 災害時における支援協力に関する協定 | みなと興業株式会社 | H28. 3. 4 |
| 48 | 災害発生時の施設の使用に関する協定 | 学校法人光星学院 | H28. 3. 14 |
| 49 | 無人航空機等による災害情報の収集協力に関する協定 | 青森県南UAVネットワーク | H28. 3. 30 |
| 50 | 災害時における被災者支援のための業務に関する協定 | 青森県行政書士会八戸支部青森県司法書士会 八戸支部青森県土地家屋調査士会八戸支部 青森県社会保険労務士会八戸支部 | H28. 5. 30 |
| 51 | 隊員家族あんしん協定 | 海上自衛隊第2航空群 | H28. 9. 29 |
| 52 | 災害時における地図製品等の供給等に関する協定 | 株式会社ゼンリン | H28. 11. 18 |
| 53 | 中核市災害相互応援協定 | 全中核市 | H29. 1. 1 |

八戸市HP (<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/index.cfm/26,38429,81,264,html>) より

10 要配慮者利用施設

(平成29年3月現在)

[馬淵川浸水想定区域]

| 施設名称 | 種 別 | 所在地 | 伝達方法 | |
|------------------|----------|--------------------------|------------------|------|
| | | | 電話 (ファックス) | その他 |
| 八戸城北病院 | 病院 | 石堂一丁目 14-14 | 20-2222(29-2228) | 広報車等 |
| メディカルコート八戸西病院 | 病院 | 長苗代字中坪 77 | 28-4000(20-4962) | 広報車等 |
| 田名部整形外科 | 診療所 | 石堂一丁目 5-25 | 29-1000(29-1005) | 広報車等 |
| たけうちマザーズクリニック | 診療所 | 石堂四丁目 15-10 | 20-6556 | 広報車等 |
| 高木クリニック | 診療所 | 下長一丁目 6-6 | 20-5566(29-1288) | 広報車等 |
| 下長内科クリニック | 診療所 | 下長三丁目 21-19 | 28-5040(28-5041) | 広報車等 |
| 巴小児クリニック | 診療所 | 下長四丁目 10-33 | 20-3330(20-3666) | 広報車等 |
| 山崎内科医院 | 診療所 | 下長五丁目 7-11 | 20-2700 | 広報車等 |
| き子 kid's 助産院 | 診療所 | 下長六丁目 2-19 | 29-1117(29-1117) | 広報車等 |
| サンライフ豊寿苑 | 介護施設 | 石堂一丁目 14-11 | 29-3232(29-3233) | 広報車等 |
| グループホームぬくもり | 介護施設 | 石堂一丁目 14-27 | 21-2688(21-2688) | 広報車等 |
| 石堂さくら通りルエ (通所介護) | 介護施設 | 石堂二丁目 29-7 | 51-2282(51-1033) | 広報車等 |
| 老人福祉センター馬淵荘 | 高齢者施設 | 尻内町字尻内河原 61 | 27-0767(27-0767) | 広報車等 |
| 河原木中央こども園 | 認定こども園 | 下長二丁目 8-3 | 20-2221 | 広報車等 |
| すぎのこ保育園 | 認定こども園 | 下長六丁目 14-26 | 28-8156 | 広報車等 |
| 下長保育園 | 認定こども園 | 長苗代字島ノ後 24-1 | 28-1924 | 広報車等 |
| ほぞの保育園 | 認可外保育施設 | 尻内町字尻内河原 40-10 | 27-5664(27-5664) | 広報車等 |
| 高州保育園 | 認可外保育施設 | 高州二丁目 6-16 | 29-3921(29-3921) | 広報車等 |
| 城北仲よしクラブ | 放課後児童クラブ | 石堂一丁目 23-11 | 20-6260(38-1887) | 広報車等 |
| ほぞのなかよしクラブ | 放課後児童クラブ | 尻内町字尻内河原 40-10 | 27-5758(27-5664) | 広報車等 |
| 城北第二仲よしクラブ | 放課後児童クラブ | 石堂一丁目 27-30 | 20-6260(38-1887) | 広報車等 |
| 城北ひまわり仲よしクラブ | 放課後児童クラブ | 石堂一丁目 31-16 | 090-1376-9749 | 広報車等 |
| 城北第2ひまわり仲よしクラブ | 放課後児童クラブ | 石堂一丁目 19-5 パークタウンM号 | 090-1376-9749 | 広報車等 |
| 城北第3ひまわり仲よしクラブ | 放課後児童クラブ | 石堂一丁目 19-5 パークタウン石堂J号 | 090-1376-9749 | 広報車等 |
| 下長仲よしクラブ | 放課後児童クラブ | 長苗代字島ノ後 18-8 | 28-0454(同) | 広報車等 |
| 西園仲よしクラブ | 放課後児童クラブ | 長苗代字化石 41-39 荻田ビル内 | 23-3620(同) | 広報車等 |

(平成26年度 地域防災計画【資料編】P.97)

資 料 編

[五戸川浸水想定区域]

| 施設名称 | 種 別 | 所在地 | 伝達方法 | |
|---------------|----------|------------------------|-------------------|------|
| | | | 電話（ファックス） | その他 |
| グループホーム市川 | 介護施設 | 市川町南尻引 84-1 | 52-7070(52-7676) | 広報車等 |
| 八戸市老人いこいの家海浜荘 | 高齢者施設 | 市川町字浜 2-35 | 52-852152-8521) | 広報車等 |
| 浜市川保育園 | 保育所 | 市川町字古館 31-1 | 52-2424 (50-1014) | 広報車等 |
| 浜市川仲良しクラブ | 放課後児童クラブ | 市川町字古館 31-1 浜市川保育園内 | 52-2424 (50-1014) | 広報車等 |
| 老人ホーム寿楽荘 | 老人福祉施設 | 市川町字夏秋 4 | 52-5151 (52-5153) | 広報車等 |
| 寿楽荘ダイサービスセンター | 老人福祉施設 | 市川町字夏秋 4 | 52-4747 (52-5687) | 広報車等 |
| いちごっこ寿楽荘 | 老人福祉施設 | 市川町赤畑 56-16 | 52-8123 (52-8890) | 広報車等 |
| 轟木保育園 | 認定こども園 | 市川町字轟木 34-3 | 52-5511 (52-5503) | 広報車等 |

(平成26年度 地域防災計画【資料編】P.97)

11 水防協力団体指定要領(案)

参考：国交省「水防計画の手引き(水防管理団体版)」資料編

(1) 水防協力団体指定要領(案)

八戸市水防協力団体指定要領

1. 趣旨

八戸市では、水防団員数の減少、サラリーマン化による実際に出動できない水防団員の増加並びに市民及び民間団体が自主的に災害救援活動に取り組む動きの活発化等、近年の水災防止体制を取り巻く環境の変化を踏まえ、本市における水防団及び水防を行う消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他水防活動に協力することを目的に、水防法（以下「法」という。）に基づき、水防協力団体を指定することとした。

2. 水防協力団体の要件（法 36 条第 1 項関係）

水防協力団体は、法第 36 条に基づき、法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有し、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる者とする。

3. 水防協力団体の業務（法 37 条関係）

水防協力団体は、次に掲げる業務の範囲内で行うものとし、水防責任を有する水防管理者の所轄下にある水防団又は消防機関が行う水防活動と調和を図るものとする。

- (1) 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力することとし、構成員の安全を確保した上で行うことが可能な活動
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供
- (3) 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供
- (4) 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究
- (5) 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発
- (6) 水防意識の高揚を図るための自主的パンフレットの作成、各種行事等の開催等の前各号に掲げる業務に附帯する業務

4. 水防協力団体の申請方法（法 36 条第 1 項・第 3 項関係）

- (1) 水防協力団体の要件を満たす者で、八戸市水防協力団体の指定を受けようとする者は、水防管理者（八戸市長）に、「八戸市水防協力団体指定申請書」（様式 1）に「水防協力団体活動業務計画書」（様式 2）及び水防協力団体組織体制一覧表（連絡先）」（任意様式）を添えて、2 部提出するものとする。
- (2) 水防協力団体の名称、住所、事務所の所在地、業務内容、組織体制の変更をする場合も同様とする。（任意様式）

5. 水防協力団体の指定（法第36条第2項・第4項関係）

- （1）水防管理者は前項の申請により業務を適正かつ確実に行うことができると認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。また、指定をしたときは、当該水防協力団体に対し、「八戸市水防協力団体認定書」（様式3）を交付するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。
- （2）水防協力団体の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示する。

6. その他

- （1）この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。
- （2）その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附則

この要領は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

様式1 水防協力団体指定申請書(案)

| | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|-----|
| 八戸市水防協力団体指定申請書 | | 年月日 |
| 八戸市 水防管理者 八戸市長 様 | 住所 (事務所所在地) 団体の名称 代表者氏名 | |
| <p>水防法第36条第1項及び八戸市水防協力団体指定要領第4の規定に基づき、八戸市水防協力団体の指定を受けたいので、別添「水防協力団体協力活動業務計画書」(様式2)を添えて申請します。</p> | | |

様式2 水防協力団体協力活動業務計画書(案)

水防協力団体協力活動業務計画書

下記の八戸市の実施する水防活動に協力します。

記

※ご協力いただける項目の番号に○印を記入してください

I 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動への協力（指定要領3-（1）関係）

- 1 災害時における土のうの袋詰めや運搬などの水防活動への支援
- 2 災害時における小さな子供やお年寄りなどの災害時要援護者の救護
- 3 災害時における住民に対する洪水注意報、警報などの情報の広報
- 4 災害時における住民の避難誘導、避難所開設・運営への支援

II 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供（指定要領3-（2）関係）

具体的な資器材の種類・数量及び保管場所等

()

III 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供（指定要領3-（3）関係）

- 1 日常における河川管理施設や許可工作物の安全性の点検や巡視
- 2 災害時における河川水位状況、雨量、強風状況などの情報連絡

IV 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究（指定要領3-（4）関係）

- 1 市（町）が作成する洪水ハザードマップの配布

V 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発（指定要領3-（5）関係）

- 1 実体験等に基づく、浸水箇所や危険箇所などの地域住民に対する水防知識の講習

VI 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等（指定要領3-（6）関係）

- 1 水防団が開催する水防演習への参加
- 2 住民の避難訓練の実施

◎その他ご協力いただける活動がありましたら内容をご記入ください。

()

様式3 水防協力団体指定認定書(案)

| | | |
|-------------------------------------------------------------|------------------|-----|
| 八戸市水防協力団体指定認定書 | | 年月日 |
| 住 | 所 | |
| (事務所所在地) | | |
| 団 体 の 名 称 | | |
| 代 表 者 氏 名 | 様 | |
| | 八戸市水防管理者 八戸市長 | |
| 水防法第36条第1項及び八戸市水防協力団体指定要領第4の規定に基づき、貴団 体を八戸市水防協力団体に指定します。 | | |

(2) 水防協働活動実施要領(案)

八戸市における水防協力団体との水防協働活動実施要領

1. 趣旨

八戸市における水防活動は、八戸市水防計画書に活動内容を明記しているところであるが、水防法が一部改正され、水防協力団体制度が創設されたことに伴い、本市（町）において水防協力団体を指定した際に水防団及び水防活動を行う消防機関と水防協力団体との水防活動の連携、協働業務等について本要領に定めるものとする。

2. 水防団等と水防協力団体との連携（水防法 38 条関係）

水防法第 36 条及び八戸市水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、水防団又は水防を行う消防機関による水防活動に対する協力業務であり密接な連携の下、活動を行うものとする。

3. 活動報告書の提出（水防法第 39 条関係）

連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、指定された水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体活動報告書」（様式 4）を提出させることができる。

4. 情報提供等（水防法第 40 条関係）

水防管理者は、八戸市水防協力団体指定要領 4 に基づき提出された「水防協力団体活動業務計画書」や前項の「水防協力団体活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報や指導、助言を行う。

5. その他

- (1) この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。
- (2) その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附則

この要領は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

様式4 水防協力団体協力活動報告書(案)

| | | |
|--------------------------------------------------|----------------------------------|-------|
| 八戸市水防協力団体指定申請書 | | 年 月 日 |
| 八戸市水防管理者 八戸市長 | 様 | |
| | 住所 (事務所所在地) 団体の名称 代表者氏名 | |
| 別紙のとおり水防活動を実施しましたので、八戸市水防協力団体指定要領第6の規定に基づき提出します。 | | |